

2022年11月11日

総務大臣 寺田 稔 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川本 淳

障害者雇用の促進に関する要請書

地方自治体における障害者雇用の促進にむけた取り組みに、心より敬意を表します。障害者雇用促進法において、国や自治体が民間に垂範して障害者雇用を進める責務があるとされており、自治体においても、従前より障害者雇用は重要な課題であるとの認識のもと取り組みを進めているところです。

とくに、コロナとの共生が求められる社会においては、地方自治体における障害者雇用の促進に加え、障害者が安心して働き続けることができる労働条件、職場環境の整備に一層の取り組みが必要と考えています。

つきましては、障害者雇用の促進と継続した雇用を確保するために、以下の点について要請します。

記

1. 地方自治体における障害者雇用の促進について

- (1) 地方自治体が、法定雇用率の確実な達成をはかり、率先して障害者の雇用に努めるように助言すること。また、法定雇用率を達成している地方自治体については、さらなる雇用の促進にむけて、必要な支援を行うこと。
- (2) 地方自治体における障害者活躍推進計画の公表状況を確認し、各自治体の障害者活躍推進計画が、障害者の採用方法、採用後の労働環境及び早期退職等の実態をふまえた改善策を盛り込んでいるかを把握すること。
- (3) 雇用するにあたっては、「あらゆる形態の雇用に係る全ての事項に関する障害に基づく差別を禁止」している国連障害者権利条約の精神に則り、とりわけ「民間に垂範して障害者雇用を進める責務」を定めている障害者雇用促進法の趣旨をふまえ、障害を理由に国においては期間業務職員制度、地方自治体においては会計年度任用職員制度による任用に偏ることのないよう助言すること。

2. 障害者の採用についての支援について

- (1) 地方自治体における障害者の採用にあたり、自治体間で格差が生じないように、地方自治体の財政状況や地域事情に応じて、障害者雇用を充実するための必要な支援措置を講ずること。
 - ① 障害者が、その障害の特性に応じて必要とする個別的な配慮を確保するとともに、そうした配慮ができないことを理由として受験機会の制限を行わないこと。また、採用要件で、「自力により通勤ができ、かつ、介護者なしで業務の遂行が可能であること」といった特定の障害者を排除する欠格条項、障害の種別による不公平な採用や制限を行わないこと。

- ② 障害の種別に応じた職域の創出につとめること。
- (2) 採用試験においては、障害の特性に応じた環境整備にむけて施策を進めること。
- ① 視覚および聴覚障害者等が必要とする情報を保障するために点字・パソコンによるデータ試験の実施、手話通訳・文字通訳の配置を行うこと。
 - ② 車いす利用者等が必要とする来場方法（自家用車の使用等）、試験会場等の環境に配慮を行うこと。

3. 地方自治体の障害者の労働環境について

- (1) 障害者が自らの希望や障害の特性等に応じて必要とする合理的配慮を確保し、安心して働くための環境整備や人的支援等の財源を確保すること。
- ① 障害者が継続して働き続けることができるように、情報アクセシビリティに配慮したシステムの導入、庁舎の改修、研修、通勤、出張、休暇、テレワーク、勤務時間、福利厚生等について、障害者の意見を聞き、障害の特性に応じた環境整備。
 - ② 障害種別により、対策が不十分なことでテレワークによる勤務が困難な実態があることから、テレワークに適した機器の導入等、必要な措置。
 - ③ 地方自治体で働く障害者が必要とするジョブコーチ、ワークアシスタント、職場介助者、手話通訳の配置等。
- (2) 障害者差別をなくすための研修、とりわけ、管理職に対し、障害を有する職員に必要な措置を講じるための研修や対応マニュアルの整備と、管理職研修の実施などの取り組みを促すこと。

4. 厚労省との連携について

- (1) 公務部門における障害者雇用マニュアル、公務部門版のQ&Aと事例集の充実をはかり、障害者雇用の促進と継続した雇用の確保に向けて、厚労省と連携して取り組むこと。

以上